JR東海労幹関西地「申」第4号 2 0 2 0 年 7 月 3 1 日

東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部関西支社 支社長 畑田 整吾 殿

> JR東海労働組合新幹線関西地方本部 執 行 委 員 長 小 林 國 博

名古屋運輸所の運転士の新型コロナウイルス感染に関する申し入れ

7月29日、名古屋運輸所の運転士が新型コロナウイルスに感染していることが分かったと会社掲示が出されている。掲示には、「当該社員は、業務中は常時マスクを着用しており、必要な箇所の消毒も完了していますので、皆さんは過度に心配することなく、引き続き感染防止に留意しつつ通常通り業務を行ってください。」とある。そして、当該運転士が直近に乗務した列車を明らかにしているが、当該運転士が感染確認された日時、乗務以外の拘束時間内の行動等が不明である。JR東海社員の駅係員、乗務員や車両所関係社員等に会社として積極的に情報を共有し、関係する全ての施設の消毒や、PCR検査等について関係保健所等に対して要請を行うべきである。

よって下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉を開催し、社員の健康管理及び労働環境の整備に努めること。

記

- 1. 新型コロナウイルスに感染した名古屋運輸所の運転士の発症2週間(最大潜伏期間)前からの拘束時間内の行動について明確にすること。
- 2. 当該運転士の行動に基づき、接触した関係社員のPCR検査を実施すること。
- 3. 当該運転士が乗務した列車及び使用した施設等の消毒等は、いつ、誰が、 どのように行ったのか明らかにすること。

- 4. 当該運転士が使用した施設等に出入りする全ての社員及び関連会社等に、 今事象について明らかにし、体調不良等異常を感じた場合は、ただちに医 療機関を受診するよう体制を整えること。
- 5. 社員が新型コロナウイルスに感染した場合は障害休暇扱いとすること。
- 6. 新型コロナウイルス感染症から職場復帰する社員に対しては感染前と同じ 適正な環境の整備に努めること。

以上